

産業廃棄物処分業許可証

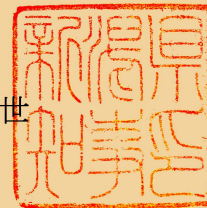
岩手県一関市花泉町日形字日形山2番地1

クリーンセンター花泉 有限会社

代表取締役 佐藤 由佳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 4年 3月 31日

許可の有効年月日 令和 9年 3月 30日

1 事業の範囲

・ 中間処理（造粒固化処理）

汚泥（無機性のものに限り、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類

造粒固化処理施設（移動式中間処理施設としての使用に限る。）

・ 施設の係留場所

岩手県一関市花泉町日形字日形山1番73

・ 施設の設置年月日

令和 4年 3月 1日

・ 施設の処理能力

1200 m³/日（8時間）

(2) 施設の種類

造粒固化処理施設（移動式中間処理施設としての使用に限る。）

・ 施設の係留場所

岩手県一関市花泉町日形字日形山1番73

・ 施設の設置年月日

令和 4年 3月 1日

・ 施設の処理能力

120 m³/日（8時間）

(3) 施設の種類

造粒固化処理施設（移動式中間処理施設としての使用に限る。）

・ 施設の係留場所

岩手県一関市花泉町日形字日形山1番73

・ 施設の設置年月日

令和 4年 3月 1日

・ 施設の処理能力

480 m³/日（8時間）

3 許可の条件

- ・処理は、発生現場で行うこと。
- ・新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年新潟県条例第51号）第100条第1項の基準に準拠し、騒音による支障を防止するために必要な措置を講ずること。

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 令和 4年 3月31日

COPY

5 規則10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有

(令和 4年 3月31日 新規許可)